

特定役務の調達について、次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係るものです。

また、この公告による調達は、予定価格の事前公表を行うものです。

令和7年6月17日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

奈良県土木積算システム設計・開発・保守業務

2 入札物件の数量及び特質

設計・開発業務 一式

運用保守業務 一式

3 契約期間

(1) 開発期間 契約締結日から令和9年7月31日まで

(2) 保守期間 令和9年8月1日から令和12年8月31日まで

4 履行場所

奈良市登大路町30番地 奈良県県土マネジメント部技術管理課ほか

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

第2 入札方法

1 入札は、総合評価落札方式一般競争入札で行います。入札者は、総合評価のための提案書（以下「提案書」といいます。）及び入札書を別途指定する日までに提出してください。必要書類の種類、部数等については、入札説明書によります。

2 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札

書に記載してください。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q2電算業務①システム開発に登録をしているものであること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に入札参加資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟1階）
電話番号 0742-27-8908（直通）

- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 平成27年4月1日以降、公告日までに完了した土木積算システムの構築及び運用保守業務の元請実績（国、都道府県又は政令指定都市が発注したものに限ります。）を有し、誠実に履行した者であること。
- (5) この公告に示した調達役務の規格に合致した役務を確実に履行し得る者であること。

第4 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問合せ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県県土マネジメント部技術管理課土木検査・積算情報係（奈良県分庁舎6階）
電話番号 0742-27-7607（直通）

2 入札説明書の交付方法等

(1) 交付方法

ア 1に示す場所においての交付

イ 奈良県総務部デジタル戦略課のホームページからのダウンロード

<https://www.pref.nara.jp/10452.htm>

(2) 交付期間

令和7年6月17日（火）から同年7月4日（金）まで（(1)のアに示す方法による場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）とします。

3 入札説明会の開催

実施しません。

4 提案書の提出

令和7年7月28日（月）午後5時までに1に示す場所に提出してください。

5 入札の場所等

(1) 日時 令和7年8月22日（金）午後3時

(2) 場所 奈良市登大路町30番地 奈良県分庁舎6階 建設工事等開札室

6 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「奈良県土木積算システム設計・開発・保守業務に係る入札書」と朱書して、令和7年8月21日（木）午後5時までに1に示す場所に到着するようにしてください。

第5 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

入札者は、入札説明書に示す予定価格の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」といいます。）第4条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約規則第19条第1項ただし書各号のいずれかに

該当する者であるときは、免除します。

4 入札者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、令和7年7月4日（金）午後5時までに入札参加資格を証明する書類を第4の1に示す場所に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。
- (2) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格をもって有効な入札をした者（別記落札者決定基準の失格基準に該当する者を除きます。）であって、別記落札者決定基準に定める評価方法により算出された技術点及び価格点を合計した総合点が最も高い者を落札者とします。

なお、総合点の最も高い者が2人以上ある場合において、入札者それぞれの技術点及び価格点が異なるときは、技術点が高い者を落札者とし、入札者それぞれの技術点及び価格点が同じときは、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとします。

8 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

9 手続における交渉の有無

無

10 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由

があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

11 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替える

ものとしします。

12 予定価格

3 4 4, 2 8 6, 8 8 8 円（消費税及び地方消費税相当額を含みます。）

13 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

第6 Summary

- 1 Subject of bid: Introduction, operation and maintenance of the Civil Engineering Cost Estimation System for Nara Prefecture
- 2 Date and time of bid opening: 3:00 p.m. on August 22, 2025
- 3 Deadline for mail-in bids: 5:00 p.m. on August 21, 2025
- 4 Inquiries: Technology management department, Infrastructure Management Department, Nara Prefecture Government
30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501 JAPAN
TEL 0742-27-7486 (direct line)

別記

落札者決定基準

1 技術点及び価格点の配分等

(1) 技術点及び価格点の配分

総合点は、1 0 0 0 点満点とし、その得点配分は、技術点を7 0 0 点、価格点を3 0 0 点とします。

(2) 有効数字

技術点及び価格点は、小数点以下を四捨五入するものとしします。

2 技術点の評価方法

(1) 提案書の分類及び配点

提案書（様式1、様式3、様式4及び様式5を含みます。）の内容及び評価については、次のとおり分類し、及び配点します。

ア 技術点の内訳

提案を求める評価項目		回答様式	配点割合	配点
1	提案概要	提案書及び様式1	10%	70

2	基本要件への対応	提案書	10%	70
3	重要論点への対応	提案書	20%	140
4	連携インタフェース要件への対応	提案書	10%	70
5	機能要件への対応	提案書、様式3及び 様式4	25%	175
6	非機能要件への対応	提案書	15%	105
7	委託業務要件への対応	提案書及び様式5	10%	70
合計				700

イ 様式3及び様式5の配点内訳

(7) 様式3（機能要件一覧）

評価項目	配点
必須要件	116
任意要件	45
合計	161

(8) 様式5（委託業務要件一覧）

評価項目	配点
必須要件	54
任意要件	2
合計	56

(2) 技術点の算出方法

技術点は、以下のア及びイにより提案書及び回答様式のそれぞれで算出された技術点を合算したものとし、評価者の採点を平均して算出します。

ア 提案書

提案書の採点は、技術評価基準に示す各評価項目の配点をもとに、次の表に示す採点基準（採点割合）により行います。

段階	評価基準	採点基準 (採点割合)
A	求める水準以上の提案があり、優れた内容である。	100%
B	求める水準以上の提案があり、有効な内容である。	75%

C	求める水準が満たされている。	50%
D	求める水準と一部異なり不足が散見する。	25%
E	求める水準の記述がない、不適切な内容である。	0%

イ 様式3及び様式5の採点

様式3及び様式5に記載の各項目ごとに次の表に示す採点基準（採点割合）により行います。

(7) 様式3（機能要件一覧）

段階	評価基準	採点基準 (採点割合)
A	パッケージ機能で実現可能な場合（業務手順が本県の現行手順と大きく乖離していない場合も含む。）	100%
B	パッケージの標準機能にカスタマイズ／アドオンを行うことで、本県要件を実現可能な場合（仕様書どおりの機能でない場合であって、業務目的・要件が達成可能な場合も可）	75%
C	本県要件を満たす標準機能を有していないが、本県の業務手順又は運用を変更すること（当該システム外での対応）で実現可能な場合	50%
D	有効でない代替運用の提案があり、又は代替運用の提案がなかった場合	0%

(4) 様式5（委託業務要件一覧）

段階	評価基準	採点基準 (採点割合)
A	委託可能	100%
B	一部委託可能	50%
C	委託不可	0%

3 価格点の評価方法

価格点の計算は、次の算式で行います。

$$\text{価格点} = 1500 \times \{1 - (\text{入札価格} \times 1.10) / \text{予定価格}\}$$

4 失格基準

以下の場合には、落札者としません。

- (1) 提案書等の記載事項において必須と記載されている項目に対し、無回答の場合
- (2) 必須項目において1つでも評価がD又はEとなった場合
- (3) 予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を超えて入札をした場合
- (4) 入札書に記載された価格と費用見積書に記載された価格が異なる場合